



令和4年度第8回理事会  
議事録

令和5年3月3日（金）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

## 令和4年度 第8回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和5年3月3日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 会場 本部1階会議室  
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者	会議室	理事長(議長)	森安 東光	常務理事	伊藤 朝子
		理事	黒竹 光弘	理事	千種 豊
		理事	渡邊 昭浩		
	Web	理事	大野 壽三枝		
		監事	安田 大	監事	大久保 実

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

### 7. 議事日程

日程第1	議案第18号	令和5年度事業計画について
日程第2	議案第19号	令和5年度収支予算について
日程第3	議案第20号	令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて
日程第4	議案第21号	令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて
日程第5	議案第22号	令和5年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
日程第6	議案第23号	役員賠償責任保険契約の締結について
日程第7	議案第24号	令和4年度第4回評議員会の開催について
日程第8	報告事項1	令和5年度職員研修計画について
日程第9	報告事項2	第四期中長期事業計画について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安 東光  
監事 安田 大 大久保 実

## 10. 議事の経過及び結果

大野壽三枝理事、安田大監事及び大久保実監事は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第18号 令和5年度事業計画について

日程第2 議案第19号 令和5年度収支予算について

日程第3 議案第20号 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第4 議案第21号 令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長から、「議案第18号 令和5年度事業計画について」及び「議案第19号 令和5年度収支予算について」をあわせて次のとおり説明がなされた。

令和5年度の運営方針について、長引く新型コロナウイルス感染症の流行下においても、日々適切に対応しながら事業を展開してきた。今後も感染症の推移を注視し、制約の大きい対人援助業務を始め、全ての事業で、引き続き福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担っていく。

社会情勢や利用者像の変化により「第四期中長期事業計画」の計画期間を一年間早め、令和5年度からの計画として策定した。着実に実行し進捗を管理していく。

これまで市民社会福祉協議会の職員とともに検討してきた本部事務所の建て替えについては、令和4年度「新社屋建設検討委員会」を設置し、いよいよ具体的に動き始めた。単に狭小で老朽化した執務スペースを拡充・改善するために社屋を建て替えるのではなく、地域社会の課題を解決する「まちぐるみの支えあいの仕組みづくり」による「武蔵野市における地域共生社会推進拠点」の実現を目指し、準備を本格化する。

人材の確保について、福祉公社の未来に向け、新卒採用を始め、若手職員の育成にも注力する必要があることから、令和5年度職員研修計画に沿って育成していくとともに、研修方法のさらなる工夫と充実を図っていく。例えば、奨学金を負担している職員の支援のあり方について前向きに検討することで、職員採用や離職の防止を図る。

さらに職員のワークライフバランスや働きやすい職場環境の整備に努め、優秀な人材の確保と活躍の場を整えていく。

1 第四期中長期事業計画に基づく事業運営、2 新社屋建設に向けた準備業務の本格化、3 職員の確保と人材育成の充実の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでいく。

つづいて、石橋権利擁護課長から、権利擁護課の事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号1、つながりサポート事業の事業活動収入は2497万8千円、支出2628万円で、利用者本人との契約により入退院の手続き、没後支援等を実施してきたが、本人の判断能力が低下した際の支援方針や、契約時の判断能力の客観的根拠が曖昧なことから、親族から契約の履行について異議を唱えられる事案が発生するようになった。

本人意思を尊重した、より確かな根拠に基づいた事業を行うため、センター内で検討を重ねてきたが、令和5年度は更に顧問弁護士を交え、法的側面からも検討した上で、新事業スキームに基づいたモデル事業を開始する。

エンディング相談支援事業に関しては、福祉公社のノウハウを活用し対応しているが、相談数が少ないことから、武蔵野市と今後の在り方について検討する。

事業番号2、権利擁護事業の事業活動収入は703万6千円、支出661万5千円で、権利擁護に係る総合相談、老い支度等の普及啓発、専門職による法律相談等を実施する。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキューサービスを実施する。

事業番号3、地域福祉権利擁護事業の事業活動収入は781万円、支出1016万2千円で、ご利用者と共に作成した支援計画に基づき、自己決定と自立した生活を送れるように支援する。また、生活支援員の成年後見協力員への登用など、今後、活躍の場も広げる仕組みを構築していく。

事業番号4、成年後見人等受任事業の事業活動収入は6240万円、支出6117万5千円で、親族関係の希薄化等により増加している市民ニーズに応えていくため、本事業の拡充を図る。適切なタイミングで介入できるように地域の多様な事業者が気軽に相談ができるように、周知にも注力する。

また、資産が僅少であることから、死後事務が円滑に行えない被後見人等が増えているため、今後の報酬助成の要件について武蔵野市と協議する。更に、市民後見人の後見協力員としての活用についても、導入に向けて準備を進める。

事業番号5、生活困窮者自立相談支援事業の事業活動収入は3715万円、支出も同額で、昨年度と比較し540万円の収入増を計上している。これは、今後も本事業の市民ニーズが減少しないことから、武蔵野市と協議した結果、委託費の増加が見込まれたことによる。

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」及び武蔵野市独自の「特別就職支援金」「住居契約更新料」の申請窓口業務を実施する。

令和4年度は、長引く不況や物価上昇等の影響により、家計相談、転宅相談が大幅に増加した。令和5年度は、職員の相談援助技術の標準化や、早期相談の仕組みづくりに取組み、就労支援体制の整備に向けた計画を武蔵野市と検討する。

事業番号6、生活保護受給者金銭管理支援事業の事業活動収入は1158万3千円、支出1310万9千円で、令和5年度から、個々の支援回数に応じた支援区分によって単価を決定する方法に受託料の見直しが行われたことにより、赤字幅が減少する見込みとなった。今後も、本人及び武蔵野市ケースワーカーと課題や支援目標を共有し、利用者が日常生活を円滑に送れるよう、可能な限り自立に向けた支援を行う。

事業番号7、成年後見制度利用促進事業の事業活動収入は788万3千円、支出も同額で成年後見制度の円滑な利用促進の中核機関である本センターを、武蔵野市から受託し運営する。ニーズが高まっている成年後見制度に適切に対応するため、相談窓口の明確化と周知に注力し、更に「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を活用し、後見人等の推薦・選任の仕組みづくり等、様々な成年後見課題に対応する。後見人不足へ対応するために、市民後見人への研修の実施や、様々な情報を関係機関に伝達し成年後見実務水準の向上に寄与する。

また、令和5年度は「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しが予定されていることから、現場実践を踏まえた提案を行い、本人意思を尊重した尊厳ある、その人らしい暮らしを支援する。

つづいて、堀田在宅サービス課長より、在宅サービス課の事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号8、居宅介護支援事業の事業活動収入は2957万5千円で、支出は2901万3千円で、特定事業所加算を算定している事業所として、収入の安定を図る。また、福祉公社のケアプランセンターとして、課題の多い利用者を積極的に担当し、市民のセーフティネットの役割を果た

し、事務の効率化、担当チーム制の導入等、職員の業務負担軽減も行いながら多職種連携のかじ取り役を担っていく。

事業番号9、訪問介護サービス事業の事業活動収入は1億4574万7千円、支出は1億3931万円で、全登録ヘルパー及び職員のスキルアップのための定期的な研修やヘルパー会議を毎月実施し、質の高いサービス提供を目指す。昨年度に引き続き、常勤ヘルパーが中心となり、登録ヘルパーの技術向上のため、身体介護研修を行い、令和5年度は外部の事業所にも周知し、市全体のヘルパーのスキルアップに貢献できるよう検討する。ホームページのリニューアルや今までとは違ったSNS媒体を用いた広報を行う等、若い世代への介護職のイメージアップも図っていく。

事業番号10、居宅介護サービス事業の事業活動収入は2413万円、支出は2149万円で、障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を続けていけるように支援していく。様々な障害特性への理解を深め、支援できるよう、ヘルパー向けの研修等も強化する。また医療的ケアのニーズにも対応できるよう、喀痰吸引等研修も積極的に受講し、対応できる職員やヘルパーを増やしていく。

事業番号11、生活支援事業の事業活動収入は1062万円で、支出は1081万1千円で、認知症見守り支援ヘルパー事業、高齢者等緊急訪問介護事業を武蔵野市から引き続き受託する。感染症対応緊急訪問介護事業についても、武蔵野市と連携しながら、迅速に対応できる体制を整え、高齢市民の緊急時を支える。

事業番号12、地域包括ケア人材育成センター事業の事業活動収入は、受託料を含め2455万5千円、支出は2563万5千円で、令和5年度は地域を支える市民が、介護・福祉の仕事に関心を持つきっかけとなるような啓発広報について、さらに発信していく。引き続き、多くの事業所が参加しやすい研修形態や内容を検討していく。

また、介護職員初任者研修の受講料返還制度等、老後福祉基金を活用し、受講者支援を継続し、就労相談や介護の悩み事相談、事業者支援など多面的な支援を行う。介護・福祉人材の確保・定着についても武蔵野市の各事業者連絡会と密に連携し、各事業所の「自助・互助」を支援していく。

つづいて、方波見高齢者総合センター所長から、高齢者総合センターの事業計画と事業別の収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号13、高齢者総合センター管理運営事業の事業活動収入は6172万3千円で、令和6年度に高齢者総合センター大規模改修が予定されており、工事期間中の事業移転等が円滑に実施

されるよう準備を進めるとともに、実施されるまでの間、市民の貴重な福祉資源として安心・安全に利用できるよう維持・管理に努める。

事業活動収支差額が318万9千円収入超過となっているのは、武蔵野市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

事業番号14、在宅介護・地域包括支援センター事業の事業活動収入は5812万9千円で、まちぐるみの支えあいの仕組み作りの拠点としてネットワーク強化を図る。地域住民に向けた各種講座・講演会、地域団体との情報交換会を実施し、課題の把握や改善に努める。また、親族機能を期待しない・できない高齢者は課題が複雑化する傾向にあるため、今年度は対象者を限定した参加型の学びの講座を企画し、予防を図る取り組みを試行する。

対象地域の高齢者人口の増加等により、規定の職員数での業務は困難なことから、274万9千円の支出超過となっている。適正な受託料となるよう提案していく。

事業番号15、住宅改修・福祉用具相談支援センター事業の事業活動収入支出とも2627万3千円で、自立支援に繋がる用具の活用や住宅整備に関して市民やケアマネジャー等支援者からの相談に対応する。介護負担の大きな要因となる排泄ケアについて知識普及とセンター機能周知の機会とした市民向け講座の開催や、支援者のスキル向上のため、地域包括ケア人材育成センターの技術研修に協力していく。

事業番号16、デイサービスセンター事業の事業活動収入は9026万4千円で、多課題・重介護・医療ニーズの高い利用者に対し個別性に配慮した専門性の高いチームケアを実施する。

令和6年度より大規模改修が予定されており、利用者の負担が最低限となるよう説明を充分に行い準備し、改修内容については武蔵野市と共有し、必要な機能の提案を行う。

1400万円の支出超過見込みとなっている。取り組みとして、機能訓練の充実、祝日営業、プログラムの見直し、居宅事業所等への広報強化により登録者数増を目指す。

事業番号17、社会活動センター事業の事業活動収入支出ともに5850万5千円で、高齢者の健康増進、受講を契機とした外出や仲間作りなど介護予防、閉じこもり予防を目的とした初心者向け講座、イベント運営を実施する。令和6年度実施予定の大規模改修を契機に現センターの役割・課題、方向性を見直しし、武蔵野市へ提案していく。

つづいて、方波見北町高齢者センター所長から、北町高齢者センターの事業計画と収支予算について、次のとおり説明がなされた。

事業番号18、北町高齢者センター事業の事業活動収入は7300万9千円で、指定管理事業者として北町高齢者センター事業を受託する。令和4年度に武蔵野市が設置した「北町高齢者セン

ター在り方懇談会」の報告を踏まえ地域の市民に必要とされる場所となるよう努める。

「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」として求められるサービスやニーズの聞き取りを行い、新たなプログラムの策定を検討する。また、当センターの特徴でもあるボランティア活動は一部の活動を再開した。地域活動の再開も目指す。

小規模ハウスについては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう武蔵野市と情報共有し、支援していく。

子育てひろば事業では、定例会議を通して共同行事の策定など交流を深めながら運営をサポートしていく。

1507万3千円の支出超過となっている。取り組みとして、新規登録者年間5～10名純増を目標に積極的な広報活動や加算取得等努力する。

つづいて、新谷総務課長から管理費について、次のとおり説明がなされた。

事業番号19、管理費では、法人として福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

人材の育成については、令和5年度職員研修計画に沿って体系的に行う。令和5年度職員研修計画には、人材育成の基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を記載している。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和5年度も、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、人材育成に必要な研修を実施する。全体研修では、全職員を集合しての研修は見合わせてきたが、令和5年度は様子を見て職員同士が顔を合わせての研修も検討する。自己啓発支援として通信教育を令和4年度に引き続き、全額助成する。

事業活動収入は2984万2千円で、前年度比197万3千円の減で、主に助成金の減で、令和4年度は、第三者評価受審に対し助成を受けたことによるものである。第三者評価は3年に一度受審することとしている。事業活動収支差額は、7392万8千円で、前年度比2789万2千円の増で、主に本部事務所建て替えに伴う基本設計の費用として2000万円を計上しているほか、令和5年度採用する新卒職員の人件費を総務課で計上していることによるものである。

次に、伊藤事務局長から、全体の収支予算について次のとおり説明がなされた。

事業活動収入合計は7億9122万2千円、事業活動支出合計8億8894万9千円、事業活動収支差額はマイナス9772万7千円となっている。

投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億4006万8千円については、のちほど議案第21号で説明する。



投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出、車両運搬具購入支出で、合計で4173万円を計上した。

財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス438万9千円となる。

正味財産増減計算書での経常収益は、基本財産運用益1万円、特定資産運用益3万円、事業収益7億3206万3千円、受け取り補助金等5727万7千円、受け取り寄付金50万円、雑収益134万2千円、合わせて7億9122万2千円となる。

経常費用は、事業費合計8億5890万9千円、管理費合計5315万6千円、経常費用合計9億1206万5千円となり、当期経常増減額は、マイナス1億2084万3千円となる。

経常外増減は、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでおらず、一般正味財産期首残高は、令和3年度決算の期末残高とした。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、6億7933万5千円となる。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでおらず、令和3年度決算の期末残高を期首残高としている。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は10億9738万1千円となる。

次に正味財産増減計算書内訳表について、こちらは公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表しているもので、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用をその他事業に配賦している。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦したものである。

事業収益の北町高齢者センター管理受託料のうち、子育てひろば事業にかかる964万8千円をその他事業会計へ配賦している。

経常費用は、事業費と管理費に区分されており、事業費は、公益目的事業会計、管理費は、法人会計となっていることから、管理費から配賦された費用は、事業費に繰り入れている。

管理費における人件費については、従事割合にて配賦し、本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合で配賦している。

職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

次に「議案第20号 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて」について説明がな

された。令和5年度の資金調達について、借入れの予定はなく、設備投資の見込みについても、重要な設備投資の予定はない。

つづいて、「議案第21号 令和5年度老後福祉基金の一部取崩しについて」について説明がなされた。老後福祉基金活用事業、収入不足分、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、本部事務所建替準備資金積立などに充当する。

以上で説明が終わり、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案21号に関連して次の質疑応答があった。

**千種理事** 令和5年度運営方針に、奨学金を負担している職員の支援のあり方について前向きに検討する、とあるがこれについて説明いただきたい。

**新谷総務課長** 令和4年度採用の新卒採用職員の中に奨学金を借りている職員がいたことから、東京都の助成事業で介護保険事業に従事する新卒職員に対する奨学金支援事業の活用をはじめた。令和5年度採用予定の職員にも奨学金を借りている者がいることがわかっており、今後新卒採用を進めるにあたり、対象が増えるものと考えているが、全員を介護事業にばかり配属するわけにはいかない。老後福祉基金の有効な活用方法として、今後、奨学金返済支援制度の検討をすすめたい。

**黒竹理事** つながりサポート事業について、「令和5年度は更に、顧問弁護士を交え法的側面からも検討した本事業の見直しと新たな事業スキームについて」とあるが、具体的にはどのような内容を検討しているのか。

また、エンディング相談支援事業は、今後需要が増えていく可能性が高いと考えている。つながりサポート事業では没後対応をしているが、エンディング相談支援事業は、どのような方向性なのか。また、資産僅少な方への支援について武蔵野市とどのように協議していくのか。

**石橋権利擁護課長** つながりサポート事業の課題として、利用者との契約時に、認知症になったときどうするか取り決めをしていない、ということがある。金銭管理支援もできない。契約の際、もしも認知症になり判断能力が低下したら、他のサービスを利用する、移行することを契約書に記載できるのか、など弁護士と相談していきたい。また、つながりサポートは、本人との契約となっており、判断能力が低下して本人意思が確認できなくなった場合に客観的な根拠が示せない。公正証書などを検討している。

エンディング相談支援事業について、武蔵野市からの委託内容は、相談を受けた時間に対する対価となっている。没後支援についての委託は受けていない。エンディング相談を受けると、

実際には、入退院支援や日頃の見守りが必要な方が多く、つながりサポート事業につなげることになり、エンディング相談だけで終わるものは、年間10時間程度である。資産僅少な方の没後支援はできないので、そのあたりも含めて武蔵野市と事業のあり方について協議する必要があると考えている。

**黒竹理事** つながりサポート事業の新スキーム検討について、第三者の関与による客観的根拠は非常に重要なので進めていってもらいたい。エンディング相談支援事業については、公益に関わることなので武蔵野市にもう一步踏み込んでもらいたい。ぜひ頑張ってください。

**大野理事** 老後福祉基金は、今回収入不足分ほか、もろもろ1億4千万の取り崩しとあるが、現在基金の残高はいくらくらいあるのか。また、老後福祉基金の果たす役割は非常に重要だが、寄付金によって構成されていると思うが、今後増える見込みはあるのか。

**新谷総務課長** 老後福祉基金は令和5年2月末時点で6億2千万円ほどである。

**森安理事長** かつて有償在宅福祉サービス事業を実施していたころは、全人的な家族同様のサービスを提供してきたご利用者からの遺贈がかなり多くあった。5年程前、市民社協との統合の検討の際、福祉公社への遺贈の遺言書を確認したところ10億円ほどであった。すでに5億円ほどいただいたので残りは5億円ほどで、決して潤沢とは考えていない。このまま赤字補てんしていけば枯渇することは目に見えている。すべての事業で赤字を圧縮していく必要があるのと同時に、新たに寄付をもらえるような事業のあり方についても考えていかなければならない。

**黒竹理事** 成年後見制度は非常に重要な制度であるが、いい面と悪い面があり、誤った使い方をされないとはいいかねない。市民後見人を養成するとあるが、どのような内容なのか、具体的なプログラムを教えてほしい。フォローアップはどのようにしているのか。

**石橋権利擁護課長** 近隣7市合同で養成講座を実施しており、他市は社協が担当している。福祉公社では、市民後見人養成講座を受講する条件として、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として一定程度活動していることとしており、対象者にこちらから受講を声掛けしている。講座内容は30時間ほどのカリキュラムを各市で分担しており、各市で、後見受任している経験豊富な弁護士・司法書士等に協力いただきカリキュラムを作成している。福祉公社では、詐欺にあった場合の後見人の役割や、認知症についてなどを担当した。フォローアップも7市合同で研修を実施し、同様に弁護士・司法書士等の協力を得て2日間のカリキュラムを組んで実施している。

**黒竹理事** 市民後見人はまだ活発に活動している状況ではないのか。

石橋権利擁護課長 今まで24人の市民後見人を養成してきたが、現在活動しているのは2人である。課題が複雑な方が増えており、市民後見人が受任できる被後見人は、非常に少ない。志をもって受講していただいたのに活躍の場が少なく、もったいないと感じている。市民後見人養成講座を受講した方に後見協力員として、福祉公社が法人後見している被後見人に、お金を届けていただいたり、話を聞いていただいたりして、身上保護を厚くする活動を昨年からはじめた。

黒竹理事 制度自体は非常に素晴らしい制度だが、反面、気をつけなければならない部分も多々ある。養成研修、フォローアップ研修で充分実施していってもらいたい。

大野理事 後見人等受任事業が前年度比500万円ほど減額している。受任数が減少してきているのか。

石橋権利擁護課長 後見報酬は1年後に支払われることになっている。令和2年度末の受任件数は147件だったが、40名余りの被後見人が亡くなられて令和3年度末の受任件数は128件となっている。そのため、予算上の予測として減額したところである。

大野理事 新規の受任件数が減っているのか。

石橋権利擁護課長 ニーズが減っているということはないが、相談を受けてから受任に至るまでの時間が半年からそれ以上かかることもあり、非常に長くかかるようになっている。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

#### 日程第5 議案第22号 令和5年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

伊藤事務局長から提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条第2項に定める令和5年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、評議員会に提案するため別紙のとおり承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第22号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 日程第6 議案第23号 役員賠償責任保険契約の締結について

伊藤事務局長から提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）が改正され、第118条の3において公益財団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものの内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない、と規定されたことから別紙契約について承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から詳細について説明がなされた。

契約内容は今年度と同様で、本役員賠償責任保険契約の被保険者は、公益財団法人武蔵野市福祉公社理事、監事、評議員及び管理職職員で、被保険者が、公社の理事及び監事等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が給付されるものである。支払いの対象となる損害または支払われない場合の詳細は記載のとおりである。特約はすべて補償されるプランに加入する。保険期間、支払限度額は記載のとおりである。支払限度額が1億円で妥当かどうか昨年度議論があったが、保険会社と協議したところ、1億円でほぼカバーできであろう、との回答を得たので、限度額は変更していない。

以上で説明が終わり、議案第23号に関連して次の質疑応答があった。

**渡邊理事** この保険は、役員個人が訴えられた場合に補償される保険であって、法人が訴えられた場合は対象ではない。一方、法人が役員を訴えた場合に役員の損害の補償はされるとある。法人が訴えられた場合は、この保険ではカバーされないが、役員としては加入していただいた方が良いと考える。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第23号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### **日程第7 議案第24号 令和4年度第4回評議員会の開催について**

伊藤事務局長から、提案理由について、定款第17条の規定により「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催

することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第24号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

#### 日程第8 報告事項1 令和5年度職員研修計画について

日程第1議案第18号令和5年度事業計画の中で報告をしたので、説明及び質疑を省略した。

#### 日程第9 報告事項2 第四期中長期事業計画について

伊藤事務局長から次のとおり説明がなされた。

本来、第三期中長期事業計画は令和5年度までの5カ年の計画として策定していたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、激増した生活困窮に関する相談対応等を始めとした世の中の情勢の急激な変化や、事業の進捗状況に対応するため、一年前倒しをして、令和5年度を初年度とする5カ年計画を策定することとした。

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間で、約800万人といわれる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を見据えて作成した。個別計画に至っては、前回事業数47件あったものを、個々に精査し、必要な事業33件に絞った。

第一章には、本計画の位置づけなどを記載した。

第二章には、前計画の実施状況と現状を洗い出すため、実施状況の確認に加え、事務事業評価の結果、福祉サービス第三者評価結果、利用者アンケート等に照らし合わせての検討事項を記載した。

「全ての市民が安心して生活できる」では、家族や親族がいなくても、判断能力に不安を感じても住み慣れた地域で生活できるよう権利擁護事業の充実を図り、「健康で活動的に暮らし続ける」では、介護予防事業に努め、「地域の福祉機能を充実させる」では、福祉人材の育成に取り組んだことなどを記載している。「健全な組織運営の維持」では、福祉公社内の人材育成にも努め、効率的な事業運営や市民社会福祉協議会との事業連携も進めてきた。また、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が発生し、未曾有の緊急事態に、生活困窮者生活相談や伴走型支援、コロナレスキュー事業に取り組むなど、武蔵野市民の支援に真摯に取り組んできた。

そのほか、事務事業評価の結果や福祉サービス第三者評価結果に基づき検討した。

第三章には改めて、第四期中長期計画の基本的な考え方、計画の基本理念と基本方針を整理している。本計画の事業の体系は、4つの基本目標を設定し、それを踏まえた取組目標を11項目掲げ、その具体的な取り組みとして個別計画を定めている。

今計画の特徴として、前回に引き続き、策定委員会のもとに設置した検討メンバーを中心として検討し中堅職員にとりまとめさせた。サービスの最前線で活躍する職員の意見を反映するものとして作り上げた。

個別計画について、大まかに「安心して生活できる」では、少子高齢化の加速という日本の実態を鑑み、家族や親族がいなくても、判断能力に不安を感じても住み慣れた地域で生活できるという点と、ここに生活困窮者の自立を支援することを入れた。「健康で活動的に暮らし続ける」では、介護予防の観点も踏まえた社会参加の促進、「地域の福祉機能を充実させる」で、喫緊かつ重要な課題である福祉人材の育成に取り組み、武蔵野市全体の福祉機能の強化に寄与すること、また、引き続きセーフティネット機能の維持に取り組みでいく。「健全な組織運営の維持」には、福祉公社内の人材育成にも努めるため、働きやすくやりがいのある職場環境を整えるとともに、キャリアアップ制度や研修制度などにより、職員の資質の向上も図っていく。効率的な事業運営として、本社新社屋建て替えにも取り組む。

また、高齢者総合センターデイサービスセンターや北町高齢者センターコミュニティケアアロンの運営についても検討しつつ、業務遂行していく。

最後の第四章は、計画の推進と見直しとなっており、事業の進行管理においては毎年度、進捗状況を理事会・評議員会に報告することや時期計画について触れた。そして、巻末に資料を添付している。

メール等でお願ひしたご意見について、次のとおりいただいている。評議員岩岡様より、「「事業番号⑬ニーズに即応できる相談体制の仕組み作り」は、迷うこと無く迅速に相談が出来とても良い事業だと思います。大規模改修に伴い皆様にはご苦勞が多くなる事とは思いますが、変わらずサービスが続けられる事を願っております。」

評議員江幡様より、同じく「「事業番号⑬ニーズに即応できる相談体制の仕組み作り」ヤングケラーへの支援体制への取り組みについて追記いただきたい。」

監事安田様より、「とても良く検討されていると思います。特に若年層に対する新規の広報活動は重要だと考えますが、なかなか難しい課題だと思います。」

その他、表記について多数ご指摘いただいた。ご指摘いただいた点については、修正し計画に反映し完成させた。

個別計画等は、5年間の一つの指針として、状況の変化に応じ、取り組みの見直しや新たな取り組みの開始など、柔軟に対応していきたいと考えている。

説明は以上で、報告事項2に関して次の質疑応答があった。

**渡邊理事** 権利擁護センターでの記述で人材育成基本方針とあるが、一般的には人材育成基本方針は法人全体で作成するものであって、職員研修計画にすでに同趣旨の記載もある。権利擁護センターの部署としての取り組みであるようなので、人材育成プログラムなどとして記載を分けた方がよいのではないかと。次年度以降の意見として、職員研修計画の前段部分にある法人全体の方針や研修内容を人材育成基本方針と位置づけ、後段の部署ごとのプログラムを職員研修計画とするなど差別化をした方がわかりやすいと思う。

**新谷総務課長** ご指摘のとおり、次年度は、法人理念を実現する方針や研修計画を前段に、部署ごとに必要とされる専門性を高める研修計画を後段に、わかりやすい研修計画の策定を検討する。中長期事業計画の権利擁護センターでの「人材育成基本方針」の記述は「人材育成プログラム」に書き換える。

そのほか、報告事項2に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和4年度第8回理事会の閉会を宣言した。



議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。



令和5年3月31日

議長(理事長) 森 安 東 光



議事録署名人(監事) 安 田 大



議事録署名人(監事) 大久保 実

